

水引中学校 部活動規定

1 部活動の目的

学校の教育活動の一環であることを念頭におき、健康安全に留意しながら、技能および技術の向上を図るとともに、自主性、協調性及び社会性を養い、明るく充実した学校生活に役立つものとする。

2 部活動の設置

部活動は同好の生徒・保護者の要望のもと、指導体制が十分で、かつ教育的見地から設置が適当と認められた場合、学校長が許可する。

- (1) 部の設置にあたっては、その指導を担当する顧問がいること。
- (2) 各部の顧問は、本校の職員に限る。
- (3) 必要に応じて外部から指導員（コーチ）を依頼できる。 ＊ 県中体連への登録
- (4) 部の設置期間は1年間とし、年度当初に決定する。

3 部活動の実施

部活動の実施にあたっては、市の部活動ガイドラインに則り、年度当初に作成した年間計画にそって、所定の場所で下記の事項を守り、規則正しく活動する。

- (1) 顧問が不在の場合の活動は原則として中止とする。やむをえず活動する場合は顧問と主将で練習内容や生活指導について十分に連絡・連携をとること。
- (2) 練習時間の始まりと終了をきちんとし、決められた時間内に下校する。顧問は生徒の下校を確認する。また、練習は安全に十分留意し、短時間に能率が上がるように計画的に行う。なお、健康上問題がある場合には練習を行ってはならない。

【部活動を終えて校門を出る時刻】

1 学期始業式～9月中旬	1 8 : 3 0	学年末テスト～3 学期修了式	1 8 : 0 0
9 月中旬～新人総体	1 8 : 0 0	※ 土曜授業日	1 5 : 3 0
新人総体～学年末テスト	1 7 : 3 0		

※ 1 5 分前に活動を終え、校門を出る時刻を遵守する。

- (3) 部活動は原則として1週間に2日（平日に1日、土日のいずれかに1日）休みを入れる。もし、土日に試合・大会等が行われた場合は、その次の週に休養日を入れる。
- (4) 長期休養中の活動は別途計画を作成し、活動計画を学校長に届ける。活動は午前・午後のいずれかとする。
- (5) 定期テスト時は、原則として7日前より活動を中止する。
- (6) 特別な理由のある場合は練習時間の延長等について顧問会で協議し決定する。
- (7) 大会参加については、教育上支障を来さない範囲で顧問が大会参加を判断し、決定を下す。
- (8) 各種大会や練習試合での生徒の交通手段は、保護者会で対応する。（保護者での乗り合わせをする場合はスポーツ安全保険への加入を勧める）

4 新入生の体験入部について

- (1) 4月末までを新入生の体験入部期間とする。体験入部期間は顧問不在の場合は見学のみ、顧問が監督する場合のみ体験可能とする。
- (2) 体験期間中は休養日の遠征、大会等には参加してはならない。
- (3) 入部届を提出した生徒は体験期間を終了とし、本規定に則って部活動に参加する。

5 部活動生の心得

部活動生徒は顧問の指導の下、主将を中心に全員協力して、規律正しく練習する。特に次の各事項を主将の指導と各部員の自覚によって厳守しなければならない。

- (1) 心身の健全な発達と安全・事故防止に心がける。
- (2) 部活動生は、水引中の自覚と誇りを持って行動し、活動規定および校訓を遵守する。
- (3) 部活動生は常に練習場所・部室（更衣室）等の整理・整頓に心がけ、計画的に清掃を実施する。また、戸締りも確実に行う。
- (4) 部活動生は部活動とともに学習活動にも積極的に取り組み、文武両道を目指して努力する。
- (5) 部活動生は用具や学校の備品の取り扱いに留意する。故意に破損した場合は弁償する。
- (6) 部活動生は先輩・後輩の立場を考え部員間の協力・親和に心がける。
- (7) 部活動生同士の金銭の貸し借り、物品の売買は厳禁する。
- (8) 部活動生は登下校の安全（無灯火・並進・ノーヘルメット等は絶対にしない）に心がける。なお、登下校中で買い食いは絶対にしない。
- (9) 服装・身なり等を含め、校則違反及び各大会の規則に反する行為は絶対にしない。
- (10) 人間関係を重視し、暴力行為やスポーツマンとして恥ずかしい行為は絶対にあってはならない。

6 登下校について

- (1) 登下校（休日・長期休業中も含む）の服装は、学校指定（制服・体育服・ジャージ）か各部指定（ユニフォーム・ジャージ）とする。
- (2) 自転車による登下校は許可証受領者のみとする。ただし、学校を離れて練習をする場合の移動については、各部で判断しヘルメットとタスキを着用の場合のみ自転車を利用してよい。

7 部活動生の違反者に対する措置

- (1) 部活動生の心得に違反、もしくは授業態度や学校生活態度に問題のある部または部員は、練習や対外試合等への参加を顧問会にて検討する。
- (2) 部活動において生徒指導上の問題が生じた場合は、関係職員（校長・教頭・学年主任・各担任・部活動係）と連携を取り早急に対応するとともに、保護者会や関係保護者にも連絡をする。

8 廃部規定

水引中単独での団体戦出場ができなくなってから2年間をもって廃部とする。ただし、その期間の募集は行う。

9 創部規定

創部規定については事項に別掲

部活動の創部に関する規定

薩摩川内市立水引中学校

1 創部規定

- (1) 「創部」については、現在ある部活動を最優先に考慮し、学校規模と部活動数の関係、顧問数、地区大会・県大会の有無や長期的に存続可能かなどを十分に考慮する。(上限は運動系・文化系含めて4つまでとする)
- (2) まず、顧問の教職員や部活動指導員、活動場所(学校内)が確保され、かつ、職員会議において賛同が得られ、校長が承認したとき「同好会」として発足できる。ただしその条件として、新入部員がおり、かつその部員数が当該競技の大会参加人数を満たした場合とする。
- (3) 「同好会」として活動1年後、新年度(5/1)において、部員数が当該競技の大会参加人数を満たしたときは、「部」に昇格できる。

2 関連規定

- (1) 「同好会」は、創部にいたるつなぎの期間に適用される。
(例)「部」を創部する際にまず、「同好会」として発足し、継続した活動が見込める場合に「部」として「昇格」する。
- (2) 「同好会」は、基本的に水引中学校部活動規定に従って活動する。
- (3) 大会参加人数は、県中体連の大会要項を基準とする。
- (4) 「同好会」には、「部」と同様、顧問や部活動指導員をつけるが、体育文化振興会費からの補助はつかない。
- (5) 部活動としての活動はしていないが、学校外で活動している種目や同好会の大会出場については、保護者からの要請があり、学校長の承認が得られれば、引率教員を配置し、「部」同様出場補助金も出すものとする。
- (6) 廃会については部活動廃部規定に準ずる。

3 付則

- (1) この規定の改定(追加、削除など)には、職員会議の賛同と校長の承認を必要とする。
- (2) この規定は、令和3年1月8日より施行する。

部活動規定（内規）

1 創部規定

- (1) 大会参加人数は，県中体連の大会要項を基準とするが，明確でない場合は3名以上とする。
- (2) 「同好会」の顧問や部活動指導員の「部」や他の「同好会」との兼部は可能である。

2 罰則規定

- (1) 触法行為（万引き，喫煙，飲酒等）
 - 目先の1大会 ＋ 1ヶ月間の大会出場停止
 - 1週間の清掃作業 ＋ 毎日反省文を書かせる
- (2) 校則違反および問題行動（眉そり，ピアス，いじめ等）
 - 個人の場合，中体連は出場停止
 - 複数名（2名以上）の場合は部全体が出場停止
 - 目先のローカル大会1大会出場停止
 - 1週間の清掃作業

※以上のように規定するが，状況によっては顧問会を開き検討する。